

○千葉県立野田看護専門学校管理規則（平成七年千葉県規則第九十九号）に関する資料

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>千葉県立野田看護専門学校管理規則 平成七年十二月二十六日 規則第九十九号</p> | <p>千葉県立野田看護専門学校管理規則 平成七年十二月二十六日 規則第九十九号</p> |
| <p>改正 平成 九年 四月 一日規則第平成二一年 四月 一日規則第 三六号 五一号</p> <p>平成二七年 四月 七日規則第 令和四年 三月 三十一日規則 三九号 第五十号</p> | <p>改正 平成 九年 四月 一日規則第平成二一年 四月 一日規則第 三六号 五一号</p> <p>平成二七年 四月 七日規則第 三九号</p> |
| <p>千葉県立野田看護専門学校管理規則 (趣旨)</p> | <p>千葉県立野田看護専門学校管理規則 (趣旨)</p> |
| <p>第一条 この規則は、千葉県立野田看護専門学校設置管理条例（平成七年千葉県条例第四十九号）第六条の規定により、千葉県立野田看護専門学校（以下「専門学校」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (学年及び学期)</p> | <p>第一条 この規則は、千葉県立野田看護専門学校設置管理条例（平成七年千葉県条例第四十九号）第六条の規定により、千葉県立野田看護専門学校（以下「専門学校」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (学年及び学期)</p> |
| <p>第二条 専門学校の学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。 2 前項の学年を分けて、次の二学期とする。 前期 四月一日から九月三十日まで 後期 十月一日から翌年三月三十一日まで (休業日)</p> | <p>第二条 専門学校の学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。 2 前項の学年を分けて、次の二学期とする。 前期 四月一日から九月三十日まで 後期 十月一日から翌年三月三十一日まで (休業日)</p> |
| <p>第三条 専門学校の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 日曜日及び土曜日 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日 三 専門学校の開校記念日 四 季節休暇 一年を通じ十週間以内で専門学校の長（以下「校長」という。）が定めた日 2 校長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休業日を変更し、又は休業日に授業を行うことができる。 3 第一項に定めるもののほか、校長は、臨時の休業日を定めることができる。 (入学の時期)</p> | <p>第三条 専門学校の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 日曜日及び土曜日 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日 三 専門学校の開校記念日 四 季節休暇 一年を通じ十週間以内で専門学校の長（以下「校長」という。）が定めた日 2 校長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休業日を変更し、又は休業日に授業を行うことができる。 3 第一項に定めるもののほか、校長は、臨時の休業日を定めることができる。 (入学の時期)</p> |
| <p>第四条 専門学校の入学の時期は、学年の始めとする。 (入学志願の手続)</p> | <p>第四条 専門学校の入学の時期は、学年の始めとする。 (入学志願の手続)</p> |
| <p>第五条 専門学校に入学を志願する者は、校長が定める期日までに入学願書そ</p> | <p>第五条 専門学校に入学を志願する者は、校長が定める期日までに入学願書そ</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>の他校長が必要と認める書類に入学検査料を添えて校長に提出しなければならない。</p> <p>(入学者の選考)</p> <p>第六条 校長は、前条の入学を志願する者について校長が別に定めるところにより、選考を行う。</p> <p>(入学手続及び入学許可)</p> <p>第七条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、校長が定める期日までに身元保証書その他校長が定める書類を提出しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の入学手続を完了した者に対して専門学校への入学を許可する。</p> <p>(退学)</p> <p>第八条 生徒は、専門学校を退学しようとするときは、保証人と連署した退学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。</p> <p>(休学又は復学)</p> <p>第九条 生徒は、疾病その他やむを得ない理由によって引き続き一月以上修学することができないときは、保証人と連署した休学願に医師の診断書等その理由を証する書類を添えて校長に提出して、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により休学の許可を受けた者が復学しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。</p> <p>(教育課程)</p> <p>第十条 専門学校の第一看護学科及び第二看護学科の教育課程は、別表のとおりとする。</p> <p>(卒業等の認定及び卒業証書の授与)</p> <p>第十一条 各学年の課程の修了又は卒業の認定は、学科試験、実習成績及び出席状況等を勘案して校長が行う。</p> <p>2 校長は、卒業の認定をした者に対し、卒業証書を授与する。</p> <p>(懲戒)</p> <p>第十二条 懲戒は、退学、停学又は訓告の処分とする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、校長が別に定める。</p> <p>(健康診断)</p> <p>第十三条 校長は、年一回以上生徒の健康診断を行わなければならない。</p> <p>(補則)</p> | <p>の他校長が必要と認める書類に入学検査料を添えて校長に提出しなければならない。</p> <p>(入学者の選考)</p> <p>第六条 校長は、前条の入学を志願する者について校長が別に定めるところにより、選考を行う。</p> <p>(入学手続及び入学許可)</p> <p>第七条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、校長が定める期日までに身元保証書その他校長が定める書類を提出しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の入学手続を完了した者に対して専門学校への入学を許可する。</p> <p>(退学)</p> <p>第八条 生徒は、専門学校を退学しようとするときは、保証人と連署した退学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。</p> <p>(休学又は復学)</p> <p>第九条 生徒は、疾病その他やむを得ない理由によって引き続き一月以上修学することができないときは、保証人と連署した休学願に医師の診断書等その理由を証する書類を添えて校長に提出して、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により休学の許可を受けた者が復学しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。</p> <p>(教育課程)</p> <p>第十条 専門学校の第一看護学科及び第二看護学科の教育課程は、別表のとおりとする。</p> <p>(卒業等の認定及び卒業証書の授与)</p> <p>第十一条 各学年の課程の修了又は卒業の認定は、学科試験、実習成績及び出席状況等を勘案して校長が行う。</p> <p>2 校長は、卒業の認定をした者に対し、卒業証書を授与する。</p> <p>(懲戒)</p> <p>第十二条 懲戒は、退学、停学又は訓告の処分とする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、校長が別に定める。</p> <p>(健康診断)</p> <p>第十三条 校長は、年一回以上生徒の健康診断を行わなければならない。</p> <p>(補則)</p> |

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | |
|--|-------|------|-------|------|--|-------|------|-------|------|
| <p>第十四条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第五条から第七条まで並びに次項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 この規則(第五条から第七条までに限る。)の施行の日から平成八年三月三十一日までの間における第五条から第七条までの規定の適用については、これらの規定中「校長」とあるのは、「知事」とする。</p> <p style="text-align: center;">(使用料及び手数料規則の一部改正)</p> <p>3 使用料及び手数料規則(昭和三十二年千葉県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">別表第五中第十九号の二の次に次の一号を加える。</p> <p>第十九の三 千葉県立野田看護専門学校入学検査料</p> <p style="text-align: center;">附 則(平成九年四月一日規則第三十六号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 平成九年三月三十一日において千葉県立野田看護専門学校の第一看護学科に在学している者に係る教育課程については、改正後の千葉県立野田看護専門学校管理規則別表の規定にかかわらず、その者が引き続き千葉県立野田看護専門学校の第一看護学科に在学する間は、なお従前の例による。次の表の上欄に掲げる年度において新たに千葉県立野田看護専門学校の第一看護学科に在学することとなる者で同表下欄に掲げる学年に属することとなるものに係る教育課程についても、同様とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平成九年度</td> <td>第二学年</td> </tr> <tr> <td>平成十年度</td> <td>第三学年</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">附 則(平成十一年四月一日規則第五十一号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 平成十一年三月三十一日において千葉県立野田看護専門学校の第二看護学科に在学している者に係る教育課程については、改正後の千葉県立野田看護</p> | 平成九年度 | 第二学年 | 平成十年度 | 第三学年 | <p>第十四条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第五条から第七条まで並びに次項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 この規則(第五条から第七条までに限る。)の施行の日から平成八年三月三十一日までの間における第五条から第七条までの規定の適用については、これらの規定中「校長」とあるのは、「知事」とする。</p> <p style="text-align: center;">(使用料及び手数料規則の一部改正)</p> <p>3 使用料及び手数料規則(昭和三十二年千葉県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">別表第五中第十九号の二の次に次の一号を加える。</p> <p>第十九の三 千葉県立野田看護専門学校入学検査料</p> <p style="text-align: center;">附 則(平成九年四月一日規則第三十六号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 平成九年三月三十一日において千葉県立野田看護専門学校の第一看護学科に在学している者に係る教育課程については、改正後の千葉県立野田看護専門学校管理規則別表の規定にかかわらず、その者が引き続き千葉県立野田看護専門学校の第一看護学科に在学する間は、なお従前の例による。次の表の上欄に掲げる年度において新たに千葉県立野田看護専門学校の第一看護学科に在学することとなる者で同表下欄に掲げる学年に属することとなるものに係る教育課程についても、同様とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平成九年度</td> <td>第二学年</td> </tr> <tr> <td>平成十年度</td> <td>第三学年</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">附 則(平成十一年四月一日規則第五十一号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 平成十一年三月三十一日において千葉県立野田看護専門学校の第二看護学科に在学している者に係る教育課程については、改正後の千葉県立野田看護</p> | 平成九年度 | 第二学年 | 平成十年度 | 第三学年 |
| 平成九年度 | 第二学年 | | | | | | | | |
| 平成十年度 | 第三学年 | | | | | | | | |
| 平成九年度 | 第二学年 | | | | | | | | |
| 平成十年度 | 第三学年 | | | | | | | | |

改正後

専門学校管理規則別表の規定にかかわらず、その者が引き続き千葉県立野田看護専門学校に在学する間は、なお従前の例による。次の表の上欄に掲げる年度において新たに千葉県立野田看護専門学校の第二看護学科に在学することとなる者で同表下欄に掲げる学年に属することとなるものに係る教育課程についても、同様とする。

平成十一年度 第二学年

附 則 (平成二十七年四月七日規則第三十九号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第十条)

第一看護学科

| 科目 | | 単位数 | 時間数 |
|--------|-------------|----------|-----|
| 基礎分野 | 科学的思考の基盤 | 一四 | |
| | 人間と生活・社会の理解 | | |
| | 日本語表現法 | 一 | 三〇 |
| | 情報科学Ⅰ | 一 | 三〇 |
| | 情報科学Ⅱ | 一 | 一五 |
| | プロジェクト学習の基礎 | 一 | 一五 |
| | 生命倫理 | 一 | 一五 |
| | 心理学 | 一 | 三〇 |
| | 人間関係論 | 一 | 三〇 |
| | 社会学 | 一 | 三〇 |
| | 家族と社会 | 一 | 三〇 |
| | 野田の歴史と文化 | 一 | 一五 |
| | 医療英語Ⅰ | 一 | 一五 |
| | 医療英語Ⅱ | 一 | 一五 |
| | 健康とスポーツ | 一 | 三〇 |
| | 芸術と表現 | 一 | 三〇 |
| | 専門基礎分野 | 人体の構造と機能 | 六 |
| 形態機能学Ⅰ | | 一 | 三〇 |
| 形態機能学Ⅱ | | 一 | 三〇 |
| 形態機能学Ⅲ | | 一 | 三〇 |
| 形態機能学Ⅳ | | 一 | 三〇 |
| 形態機能学Ⅴ | | 一 | 三〇 |

改正前

専門学校管理規則別表の規定にかかわらず、その者が引き続き千葉県立野田看護専門学校に在学する間は、なお従前の例による。次の表の上欄に掲げる年度において新たに千葉県立野田看護専門学校の第二看護学科に在学することとなる者で同表下欄に掲げる学年に属することとなるものに係る教育課程についても、同様とする。

平成十一年度 第二学年

附 則 (平成二十七年四月七日規則第三十九号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第十条)

第一看護学科

| 科目 | | 単位数 | 時間数 | |
|---------------|-------------|----------|-----|----|
| 基礎分野 | 科学的思考の基盤 | 六 | | |
| | 論理学 | 一 | 三〇 | |
| | 生活科学 | 一 | 三〇 | |
| | 情報科学 | 一 | 三〇 | |
| | 保健体育 | 二 | 四五 | |
| | 生命倫理 | 一 | 一五 | |
| | 人間と生活・社会の理解 | 八 | | |
| | 心理学 | 一 | 三〇 | |
| | 人間関係論Ⅰ | 一 | 三〇 | |
| | 人間関係論Ⅱ | 一 | 一五 | |
| | 社会学 | 一 | 三〇 | |
| | 教育学 | 一 | 三〇 | |
| | 英語Ⅰ | 一 | 三〇 | |
| | 英語Ⅱ | 一 | 三〇 | |
| | 英語Ⅲ | 一 | 一五 | |
| | 専門基礎分野 | 人体の構造と機能 | 六 | |
| | | 解剖生理学Ⅰ―① | 二 | 六〇 |
| 解剖生理学Ⅰ―② | | 二 | 三〇 | |
| 解剖生理学Ⅱ | | 二 | 六〇 | |
| 生化学 | | 一 | 三〇 | |
| 疾病の成り立ちと回復の促進 | 九 | | | |

| 改正後 | | 改正前 | |
|---------------|----|--------------|----|
| 看護の探求 | 一一 | 精神医学の基本 | 一一 |
| 地域・在宅看護論 | 一五 | 精神看護の基本 | 一一 |
| 在宅看護の理解Ⅰ | 一五 | 精神看護の実践 | 一一 |
| 在宅看護の理解Ⅱ | 二〇 | 成人看護学 | 一七 |
| より良い暮らしを支える看護 | 一五 | 成人看護学概論 | 一一 |
| 在宅看護援助論Ⅰ | 一五 | 成人看護援助論Ⅰ | 一一 |
| 在宅看護援助論Ⅱ | 二〇 | 成人看護援助論Ⅱ | 一一 |
| 領域横断 | 一七 | 成人看護援助論Ⅲ | 一一 |
| ライフサイクルと看護 | 二〇 | 成人看護援助論Ⅳ | 一一 |
| 健康回復を支える看護 | 一五 | 成人看護援助論Ⅴ | 一一 |
| 周手術期看護 | 二〇 | がん看護とターミナルケア | 一一 |
| 終末期の看護 | 二〇 | 老年看護学 | 一四 |
| 薬物療法と看護 | 二〇 | 老年看護学概論 | 一一 |
| 思考過程論 | 五〇 | 老年看護の実践 | 二二 |
| 成人看護学 | 六二 | 老年看護技術 | 一一 |
| 成人の理解 | 一五 | 小児看護学 | 一四 |
| 成人看護援助論Ⅰ | 一五 | 小児看護学概論 | 一一 |
| 成人看護援助論Ⅱ | 二〇 | 小児の健康障害と看護 | 二二 |
| 成人看護援助論Ⅲ | 二〇 | 小児看護技術 | 一一 |
| 成人看護援助論Ⅳ | 二〇 | 母性看護学 | 一四 |
| がん看護 | 二〇 | 母性看護学概論 | 一一 |
| 老年看護学 | 三二 | 母性看護援助論Ⅰ | 一一 |
| 高齢者の理解Ⅰ | 一五 | 母性看護援助論Ⅱ | 一一 |
| 高齢者の理解Ⅱ | 二〇 | 母性看護援助論Ⅲ | 一一 |
| 高齢者に対する看護技術 | 二〇 | 臨地実習 | 一六 |
| 小児看護学 | 三二 | 精神看護学実習 | 二二 |
| 小児の理解 | 二〇 | 成人看護学実習Ⅰ | 二二 |
| 小児看護援助論 | 二〇 | 成人看護学実習Ⅱ | 二二 |
| 小児看護技術 | 二〇 | 成人看護学実習Ⅲ | 二二 |
| 母性看護学 | 三二 | 老年看護学実習Ⅰ | 二二 |
| 母性のライフサイクルと健康 | 一五 | 老年看護学実習Ⅱ | 二二 |
| 母性看護援助論Ⅰ | 二〇 | 小児看護学実習Ⅰ | 一一 |
| 母性看護援助論Ⅱ | 二〇 | 小児看護学実習Ⅱ | 一一 |

| 改正後 | | |
|-------------|-----|-------|
| 精神看護学 | 三 | |
| こころの健康と精神看護 | 一 | 二〇 |
| 精神医学の基本 | 一 | 一五 |
| 精神看護援助論 | 一 | 三〇 |
| 看護の統合と実践 | 四 | |
| 看護管理と医療安全 | 一 | 三〇 |
| 災害看護と国際看護 | 一 | 二五 |
| 救命処置と看護 | 一 | 二〇 |
| 臨床看護の実際 | 一 | 三〇 |
| 臨地実習 | 三 | |
| 看護を知る実習 | 一 | 三〇 |
| 基礎看護学実習Ⅰ | 一 | 四五 |
| 基礎看護学実習Ⅱ | 二 | 九〇 |
| 地域・在宅看護論実習 | 二 | 九〇 |
| 成人・老年看護学実習Ⅰ | 二 | 九〇 |
| 成人・老年看護学実習Ⅱ | 二 | 九〇 |
| がん看護実習 | 二 | 九〇 |
| 高齢者看護実習 | 二 | 九〇 |
| 小児看護学実習Ⅰ | 一 | 四五 |
| 小児看護学実習Ⅱ | 一 | 四五 |
| 母性看護学実習 | 二 | 九〇 |
| 精神看護学実習 | 二 | 九〇 |
| 統合実習 | 三 | 二〇 |
| 合計 | 一〇六 | 三、〇三五 |

第二看護学科

| 科目 | 単位数 | 時間数 |
|-------------|-----|-----|
| 基礎分野 | | |
| 科学的思考の基盤 | 四 | |
| 論理学 | 一 | 三〇 |
| 情報科学 | 一 | 三〇 |
| 保健体育 | 一 | 三〇 |
| 生命倫理 | 一 | 一五 |
| 人間と生活・社会の理解 | 一 | 五 |
| 生活科学 | 一 | 三〇 |

| 改正前 | | |
|------------------|-----|-------|
| 統合分野 | | |
| 母性看護学実習 | 二 | 九〇 |
| 在宅看護論 | 四 | |
| 在宅看護概論 | 一 | 三〇 |
| 在宅生活援助技術 | 一 | 一五 |
| 在宅療養者の状態別看護 | 一 | 一五 |
| 医療依存度の高い在宅療養者の看護 | 一 | 三〇 |
| 看護の統合と実践 | 四 | |
| 看護管理と医療安全 | 一 | 三〇 |
| 災害看護 | 一 | 一五 |
| 統合技術と看護の発展 | 二 | 六〇 |
| 臨地実習 | 四 | |
| 在宅看護論実習 | 二 | 九〇 |
| 統合実習 | 二 | 九〇 |
| 合計 | 一〇二 | 三、〇〇〇 |

第二看護学科

| 科目 | 単位数 | 時間数 |
|-------------|-----|-----|
| 基礎分野 | | |
| 科学的思考の基盤 | 四 | |
| 論理学 | 一 | 三〇 |
| 情報科学 | 一 | 三〇 |
| 保健体育 | 一 | 三〇 |
| 生命倫理 | 一 | 一五 |
| 人間と生活・社会の理解 | 一 | 五 |
| 生活科学 | 一 | 三〇 |

| | | 改正後 | |
|-----------|------------|-----|-----|
| 野 | 総合分 | | |
| | 在宅看護論 | 三 | |
| | 在宅看護概論 | 一一 | 三〇 |
| | 在宅看護援助論Ⅰ | 一一 | 三〇〇 |
| | 在宅看護援助論Ⅱ | 一一 | 三〇〇 |
| | 看護の統合と実践 | 四 | |
| | 看護管理と医療安全 | 一一 | 三〇 |
| | 災害看護 | 一一 | 五 |
| | 統合技術と看護の発展 | 二 | 〇 |
| | 臨地実習 | 四 | |
| | 母性看護学実習 | 二 | 九〇 |
| | 小児看護学実習Ⅱ | 一一 | 四五 |
| | 小児看護学実習Ⅰ | 一一 | 四五 |
| | 老年看護学実習 | 二 | 九〇 |
| | 成人看護学実習 | 二 | 九〇 |
| | 精神看護学実習 | 二 | 九〇 |
| | 臨地実習 | 一〇 | |
| | 母性看護学援助論Ⅱ | 一一 | 三〇〇 |
| | 母性看護学援助論Ⅰ | 一一 | 三〇〇 |
| | 母性看護学概論 | 一一 | 三〇 |
| 母性看護学 | 三 | | |
| 小児看護学援助論Ⅱ | 一一 | 三〇〇 | |
| 小児看護学援助論Ⅰ | 一一 | 三〇〇 | |
| 小児看護学概論 | 一一 | 三〇 | |
| 小児看護学 | 三 | | |
| 老年看護学援助論Ⅱ | 一一 | 三〇〇 | |
| 老年看護学援助論Ⅰ | 一一 | 三〇〇 | |
| 老年看護学概論 | 一一 | 三〇 | |
| 老年看護学 | 三 | | |
| 成人看護学援助論Ⅱ | 一一 | 三〇〇 | |
| 成人看護学援助論Ⅰ | 一一 | 三〇〇 | |
| 成人看護学概論 | 一一 | 三〇 | |
| 成人看護学 | 三 | | |
| 精神看護学援助論Ⅱ | 一一 | 三〇 | |

| | | 改正前 | |
|-----------|------------|-----|-----|
| 野 | 総合分 | | |
| | 在宅看護論 | 三 | |
| | 在宅看護概論 | 一一 | 三〇 |
| | 在宅看護援助論Ⅰ | 一一 | 三〇〇 |
| | 在宅看護援助論Ⅱ | 一一 | 三〇〇 |
| | 看護の統合と実践 | 四 | |
| | 看護管理と医療安全 | 一一 | 三〇 |
| | 災害看護 | 一一 | 五 |
| | 統合技術と看護の発展 | 二 | 〇 |
| | 臨地実習 | 四 | |
| | 母性看護学実習 | 二 | 九〇 |
| | 小児看護学実習Ⅱ | 一一 | 四五 |
| | 小児看護学実習Ⅰ | 一一 | 四五 |
| | 老年看護学実習 | 二 | 九〇 |
| | 成人看護学実習 | 二 | 九〇 |
| | 精神看護学実習 | 二 | 九〇 |
| | 臨地実習 | 一〇 | |
| | 母性看護学援助論Ⅱ | 一一 | 三〇〇 |
| | 母性看護学援助論Ⅰ | 一一 | 三〇〇 |
| | 母性看護学概論 | 一一 | 三〇 |
| 母性看護学 | 三 | | |
| 小児看護学援助論Ⅱ | 一一 | 三〇〇 | |
| 小児看護学援助論Ⅰ | 一一 | 三〇〇 | |
| 小児看護学概論 | 一一 | 三〇 | |
| 小児看護学 | 三 | | |
| 老年看護学援助論Ⅱ | 一一 | 三〇〇 | |
| 老年看護学援助論Ⅰ | 一一 | 三〇〇 | |
| 老年看護学概論 | 一一 | 三〇 | |
| 老年看護学 | 三 | | |
| 成人看護学援助論Ⅱ | 一一 | 三〇〇 | |
| 成人看護学援助論Ⅰ | 一一 | 三〇〇 | |
| 成人看護学概論 | 一一 | 三〇 | |
| 成人看護学 | 三 | | |
| 精神看護学援助論Ⅱ | 一一 | 三〇 | |

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|---------|----|-------|---------|----|-------|
| 在宅看護論実習 | 二 | 九〇 | 在宅看護論実習 | 二 | 九〇 |
| 統合実習 | 二 | 九〇 | 統合実習 | 二 | 九〇 |
| 合計 | 七〇 | 二、一八〇 | 合計 | 七〇 | 二、一八〇 |

附則
この規則は、令和四年四月一日から施行する。